患者負担の拡大と医療費抑制策に反対し、
地域医療を守るための十分な財政措置を求める声明

財政制度等審議会は、2027年度予算編成に向けた議論の中で、高齢者の医療費窓口負担を原則 3 割へ引き上げる方向や、高額療養費制度の外来特例の廃止など、患者負担の増大につながる医療保険制度の見直しを提起している。医療費の適正化や現役世代の保険料負担の軽減を図るとしているが、患者負担の引き上げや医療給付の縮小は、経済的な理由による受診抑制を招き、必要な医療を受けることを困難にしかねない。

こうした見直しは、継続的な治療を必要とする高齢者や慢性疾患患者にさらなる経済的負担を強いるものである。全国保険医団体連合会が実施した調査では、2026 年 8 月からの外来特例の自己負担上限額引き上げについて、回答者の約65%が医療費の増加を訴え、そのうち57.3%が受診の先送りや中止、検査・薬の削減などを行ったと回答している。患者負担の増大が受診抑制につながっている実態を重く受け止める必要がある。必要な受診を控えることは疾病の重症化にもつながりかねず、患者の命と健康を守るため、これ以上の負担増を進めるべきではない。

また、2027年3月から導入されるOTC類似薬への追加負担についても、患者の経済的負担をさらに増やすものである。今後、対象医薬品の拡大や負担割合の引き上げも検討されており、必要な医薬品の使用や治療の継続を妨げるような追加的な負担増は認められない。

一方、医療機関は、長引く物価高騰や人件費の上昇、医療従事者の確保難などによって、厳しい経営環境に置かれている。病院・診療所、医科・歯科を問わず、地域医療を支える医療機関の経営基盤を守ることは喫緊の課題である。とりわけ中山間地域を多く抱える長野県では、医療機関の減少や、地域の実情を十分に踏まえない病床削減・医療機関の集約化が進めば、住民が身近な地域で必要な医療を受けることが困難になりかねない。財政効率を優先し、地域住民の受療権を損なうような医療提供体制の見直しは認められない。

こうした状況を踏まえ、2026年度診療報酬改定による対応にとどまらず、物価・賃金の上昇や医療機関の経営実態に応じた診療報酬の充実と、十分な財政支援を講じることが不可欠である。

国民皆保険制度は、誰もが必要なときに安心して医療を受けられる社会保障の根幹である。制度の持続可能性を確保するためにも、患者負担の増大や地域医療の弱体化を招くことなく、国民の命と健康を守る医療・社会保障を充実させなければならない。

私たち長野県保険医協会は、患者負担のさらなる引き上げや医療給付の縮小に反対するとともに、政府および国会に対し、国民の受療権を保障し、地域医療を守るため、医療・社会保障への十分な財政措置を講じるよう強く求める。

2026 年 11 月 24 日

長野県保険医協会 理事会